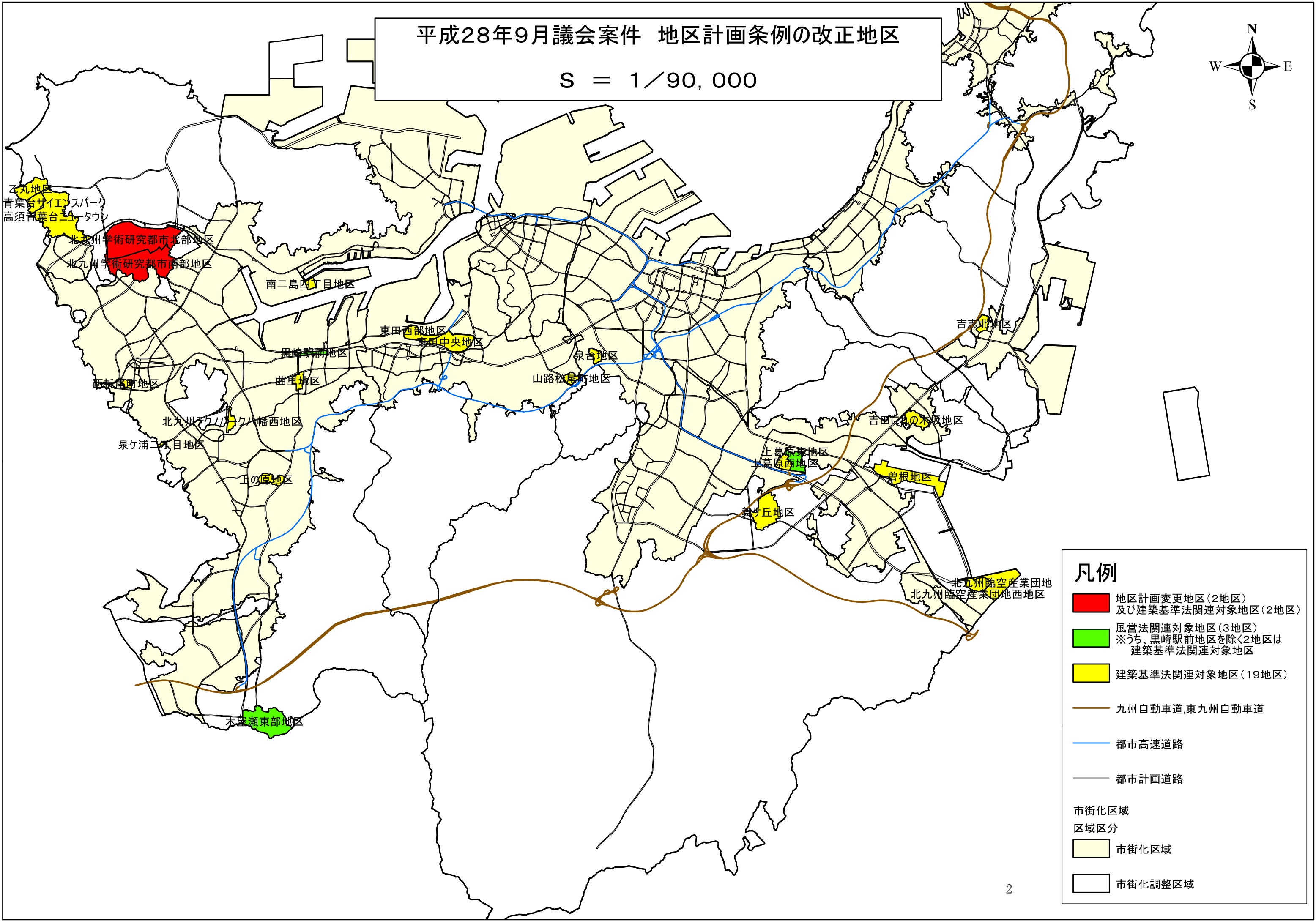
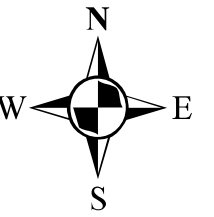


平成 28 年 9 月議会上程議案【建築都市局所管分】

議案名	概 要						
議案第 156 号 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	「北九州学術研究都市南部地区地区整備計画区域」及び「北九州学術研究都市北部地区地区整備計画区域」の地区計画の変更に伴い、条例の一部を改めるもの。 また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）及び建築基準法の一部改正に伴い、条例別表において引用する同法の条項ずれ及び名称を改めるもの。 ■改正内容 1 地区計画の変更に伴う改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域名</th><th>変更箇所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北九州学術研究都市南部地区地区整備計画区域</td><td> 「教育施設・住宅地区」（約 8.4ha） ・建築物等の用途の制限 ・建築物の敷地面積の最低限度 ・壁面の位置の制限 ・建築物の高さの最高限度 「研究・文化・利便施設地区」（約 10.6ha） ・建築物等の用途の制限 ・建築物の容積率の最高限度 ・建築物の高さの最高限度 </td></tr> <tr> <td>北九州学術研究都市北部地区地区整備計画区域</td><td> 「大学・関連施設地区」（約 57.9ha） ・建築物等の用途の制限 </td></tr> </tbody> </table> 2 風営法の一部改正に伴う改正 条例別表第 2 の「上葛原東地区地区整備計画区域」及び「黒崎駅前地区地区整備計画区域」項中の「風営法第 2 条第 1 項第 8 号」を「風営法第 2 条第 1 項第 5 号」に改め、同表の「木屋瀬東部地区地区整備計画区域」項中の「風営法第 2 条第 1 項第 5 号又は第 6 号」を「風営法第 2 条第 1 項第 2 号又は第 3 号」に改める。 3 建築基準法の一部改正に伴う改正 (1) 条例別表第 2 の「吉志北地区地区整備計画区域」他 21 地区項中の「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改める。 (2) 条例別表第 2 の「曲里地区地区整備計画区域」項中の「法別表第 2（ち）項第 3 号に掲げる建築物（ダンスホールに類するものを除く。）」を「法別表第 2（ち）項第 2 号に掲げる建築物」に改める。 ■施行期日 公布の日	区域名	変更箇所	北九州学術研究都市南部地区地区整備計画区域	「教育施設・住宅地区」（約 8.4ha） ・建築物等の用途の制限 ・建築物の敷地面積の最低限度 ・壁面の位置の制限 ・建築物の高さの最高限度 「研究・文化・利便施設地区」（約 10.6ha） ・建築物等の用途の制限 ・建築物の容積率の最高限度 ・建築物の高さの最高限度	北九州学術研究都市北部地区地区整備計画区域	「大学・関連施設地区」（約 57.9ha） ・建築物等の用途の制限
区域名	変更箇所						
北九州学術研究都市南部地区地区整備計画区域	「教育施設・住宅地区」（約 8.4ha） ・建築物等の用途の制限 ・建築物の敷地面積の最低限度 ・壁面の位置の制限 ・建築物の高さの最高限度 「研究・文化・利便施設地区」（約 10.6ha） ・建築物等の用途の制限 ・建築物の容積率の最高限度 ・建築物の高さの最高限度						
北九州学術研究都市北部地区地区整備計画区域	「大学・関連施設地区」（約 57.9ha） ・建築物等の用途の制限						

平成28年9月議会案件 地区計画条例の改正地区

S = 1 / 90, 000



凡例

地区計画変更地区(2地区)
及び建築基準法関連対象地区(2地区)

風営法関連対象地区(3地区)
※うち、黒崎駅前地区を除く2地区は
建築基準法関連対象地区

建築基準法関連対象地区(19地区)

九州自動車道、東九州自動車道

都市高速道路

都市計画道路

市街化区域
区域区分

市街化区域

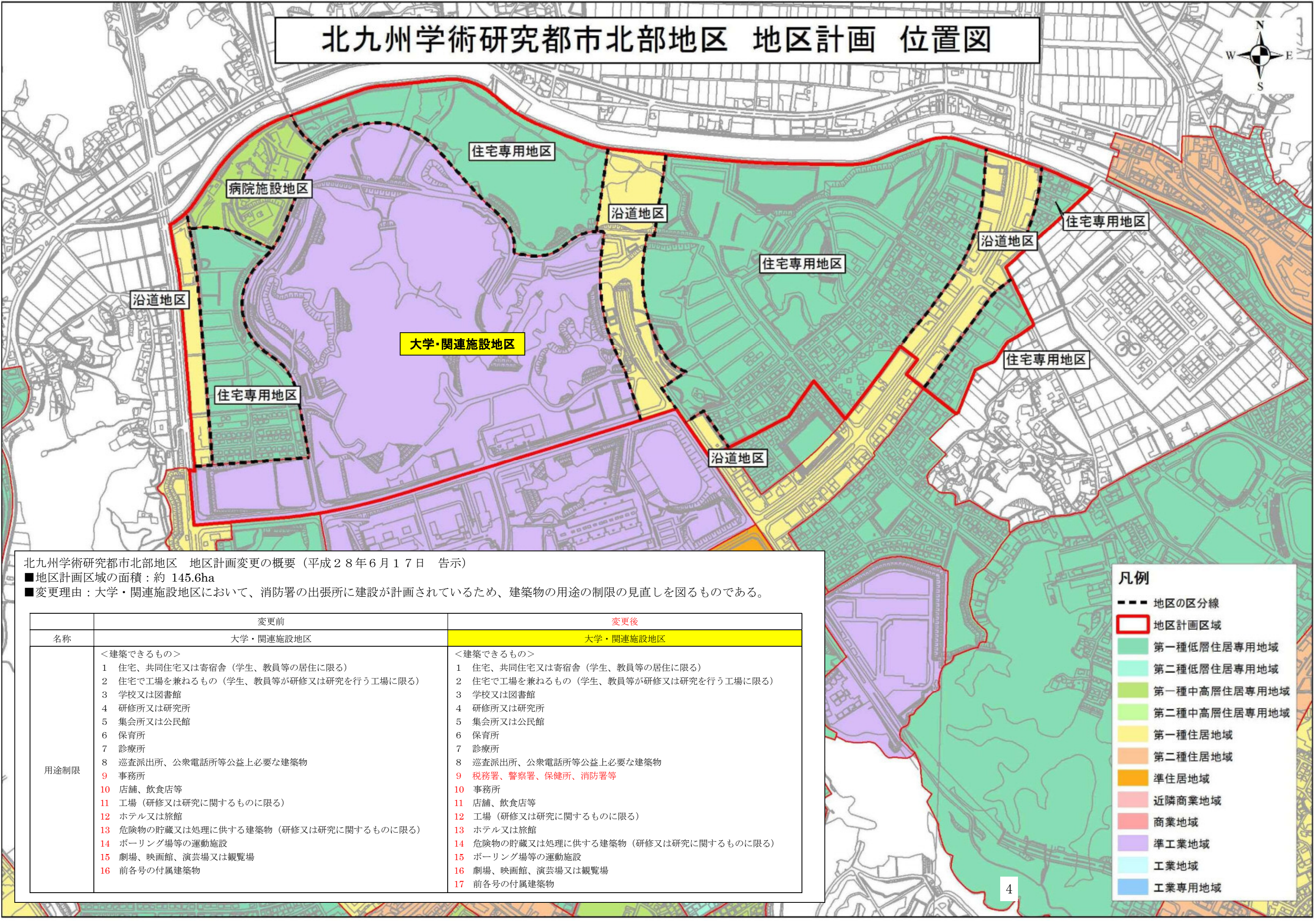
市街化調整区域



■変更理由：都市計画法第21条の2による都市計画の変更の提案を受け、急速に成長する学研都市の土地利用を総合的に検討した結果、「研究・文化・便利施設地区」において、多様で魅力ある生活利便機能の充実を図るため、A地区、B地区を統合し、建築物の用途の制限を見直すものである。また、「教育施設地区」の大規模な未利用地については、計画的な市街地形成及び今後の住宅需要に対応するため、住居系土地利用への誘導を図るものである。

- 3

北九州学術研究都市北部地区 地区計画 位置図



北九州学術研究都市北部地区 地区計画変更の概要（平成28年6月17日 告示）
■地区計画区域の面積：約 145.6ha
■変更理由：大学・関連施設地区において、消防署の出張所に建設が計画されているため、建築物の用途の制限の見直しを図るものである。

	変更前	変更後
名称	大学・関連施設地区	大学・関連施設地区
用途制限	＜建築できるもの＞	＜建築できるもの＞
	1 住宅、共同住宅又は寄宿舎（学生、教員等の居住に限る）	1 住宅、共同住宅又は寄宿舎（学生、教員等の居住に限る）
	2 住宅で工場を兼ねるもの（学生、教員等が研修又は研究を行う工場に限る）	2 住宅で工場を兼ねるもの（学生、教員等が研修又は研究を行う工場に限る）
	3 学校又は図書館	3 学校又は図書館
	4 研修所又は研究所	4 研修所又は研究所
	5 集会所又は公民館	5 集会所又は公民館
	6 保育所	6 保育所
	7 診療所	7 診療所
	8 巡査派出所、公衆電話所等公益上必要な建築物	8 巡査派出所、公衆電話所等公益上必要な建築物
	9 事務所	9 税務署、警察署、保健所、消防署等
	10 店舗、飲食店等	10 事務所
	11 工場（研修又は研究に関するものに限る）	11 店舗、飲食店等
	12 ホテル又は旅館	12 工場（研修又は研究に関するものに限る）
	13 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物（研修又は研究に関するものに限る）	13 ホテル又は旅館
	14 ボーリング場等の運動施設	14 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物（研修又は研究に関するものに限る）
	15 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	15 ボーリング場等の運動施設
	16 前各号の付属建築物	16 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
		17 前各号の付属建築物